

令和7年6月  
国土交通省

建設工事統計調査規則の一部を改正する省令案  
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年4月12日（土）から令和7年5月11日（日）までの期間において、建設工事統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室

(03-5253-8111 (内線28625))

## ○建設工事統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※2の個人・団体から合計3件のご意見をいただきました。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、参考にさせていただき、今後の施策の推進に当たってまいります。

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
調査対象事業者の負担軽減目的の改正に賛成します	本省令案にご賛同いただきありがとうございます。
単純な提出期限の後ろ倒しでは、事務負担が減らず、集計コストも必要となる。電子提出に限り期限を延長する等のDX推進に資する制度でなければならない。	本省令案による改正と併せて、今年度より国交省独自のオンラインシステムの運用を開始し更なるDX推進に取り組んでいるところで、今後もオンライン回答を推進してまいります。